

動物実験に関する自己点検・評価報告書

(平成 28 年度)

大阪電気通信大学

平成 29 年 4 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

| |
|---|
| 1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 □ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 機関内規程が定められていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則 |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ■機関内規程が適正に定められている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期 ■該当なし |

2. 動物実験委員会（生体倫理委員会）

| |
|---|
| 1) 評価結果 ■ 基本指針に適合する動物実験委員会（生体倫理委員会）が置かれている。 □ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験委員会は置かれていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則 |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ■基本指針に適合する動物実験委員会（生体倫理委員会）が置かれている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期 ■該当なし |

3. 動物実験の実施体制

| |
|---|
| 1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 □ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物実験の実施体制が定められていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則 ■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則 ■飼養保管施設設置承認申請書 ■実験室設置承認申請書 ■施設等（飼養保管設備・動物実験室）廃止届 |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） |

| |
|-----------------------------|
| <p>■ 動物実験規程が適正に定められている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> |
| <p>■ 該当なし</p> |

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制
(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。</p> <p>■ 該当する動物実験は、行われていない。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>■ 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則</p> <p>■ 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則</p> <p>■ 飼養保管施設設置承認申請書</p> <p>■ 実験室設置承認申請書</p> <p>■ 施設等(飼養保管設備・動物実験室)廃止届</p> <p>■ 安全管理を要する動物実験を実施しておらず、かつ、実施予定のないことを示す機関の長の証</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)</p> <p>■ 本学の施設が遺伝子組換え動物実験、感染動物実験に対応していないため、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験の実施は不可能である。</p> <p>■ 機関の長が、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験を実施しない旨を証している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>■ 該当なし</p> |

5. 実験動物の飼養保管の体制

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p>■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>■ 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則</p> <p>■ 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則</p> <p>■ 飼養等にかかわるマニュアル</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>■ 飼養等にかかわるマニュアルは整備されている。</p> <p>■ 加湿機器・除湿機器を設置・運転し、湿度調節を実施している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>■ 該当なし</p> |

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

■公私立大学実験動物施設協議会の総会（平成 28 年 6 月）・講習会（平成 28 年 10 月）に参加し、積極的な情報収集を行った。
■公私立大学実験動物施設協議会の実験動物管理者研修（平成 28 年 7 月）に参加し、実験動物管理者の証を得た。
■公私立大学実験動物施設協議会による動物実験に関する外部検証を受けた（申請日：平成 28 年 7 月 15 日、訪問調査日：平成 28 年 10 月 18 日、調査員：大和田一雄 様 [一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構]）。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会（生体倫理委員会）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則
■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則、大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則に従って、運用されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

- 該当なし

2. 動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則
■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則
■飼養保管施設設置承認申請書
■実験室設置承認申請書
■施設等（飼養保管設備・動物実験室）廃止届

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- 飼養等にかかわるマニュアルが整備されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

■該当なし

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 多くの改善すべき問題がある。
 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則
■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則
■飼養保管施設設置承認申請書
■実験室設置承認申請書
■施設等(飼養保管設備・動物実験室)廃止届
■安全管理を要する動物実験を実施しておらず、かつ、実施予定のないことを示す機関の長の証

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- 本学の施設が遺伝子組換え動物実験、感染動物実験に対応していないため、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験の実施は不可能である。
■機関の長が、遺伝子組換え動物実験、感染動物実験を実施しない旨を証している。

4) 改善の方針、達成予定時期

■該当なし

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則
■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則
■飼養等にかかわるマニュアル
■動物管理台帳、実験動物飼養保管状況の自己点検票、動物受入票

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)

- 飼養等にかかわるマニュアルが整備されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

■該当なし

5. 施設等の維持管理の状況

1) 評価結果

| |
|--|
| <p>■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則</p> <p>■大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則</p> <p>■飼養保管施設設置承認申請書</p> <p>■実験室設置承認申請書</p> <p>■施設等(飼養保管設備・動物実験室)廃止届</p> <p>■飼養保管施設・入退室記録、実験動物飼養保管状況の自己点検票</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>■飼養等にかかわるマニュアルが整備されている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>■該当なし</p> |

6. 教育訓練の実施状況

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p>■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>■大阪電気通信大学・教授要目</p> <p>■大阪電気通信大学・基礎医学福祉工学入門実習での教育訓練の参加記録</p> <p>■大阪電気通信大学・卒業研究での教育訓練の参加記録</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>■大阪電気通信大学・基礎医学福祉工学入門実習での教育訓練に参加した者が動物を扱う実習に参加している。</p> <p>■大阪電気通信大学・卒業研究での教育訓練に参加した者が動物実験に参加している。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>■該当なし</p> |

7. 自己点検・評価、情報公開

| |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</p> <p>■ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>■大阪電気通信大学ホームページ</p> <p>■動物実験に関する検証結果報告書</p> <p>■自己点検・評価事項チェック票</p> |
| <p>3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>■大阪電気通信大学ホームページにおいて、『大阪電気通信大学における生体を対象とする</p> |

研究及び教育に関する倫理委員会規則『大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則』『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 24 年度)』『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 25 年度)』『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 26 年度)』『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 27 年度)』『動物実験に関する検証結果報告書』『検証実施証明書』が公開されている。

■動物実験に関する外部検証の結果、『自己点検・評価、情報公開』の項目において、「公開情報が限定的である。よって、概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」の評価を受けた。

■動物実験に関する外部検証の結果、「国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会で提案している開示事項を確認し、それに対応するとともに、外部検証の結果を追加公表されたい」の改善に向けた意見を得た。

■動物実験に関する外部検証の結果、『その他』の項目において、「現在でも大学ホームページ上で動物実験に関する情報を開示しているが、一部不十分な点があり今後の改善を図られたい。」の評価をうけた。

4) 改善の方針、達成予定時期

■公私立大学実験動物施設協議会より提供された『自己点検・評価事項チェック票』「7. 自己点検・評価、情報公開」の項に記載された情報公開しなければならない項目を確認した。

■『機関内規程』、すなわち『大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則』、『大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則施行細則』の最新改正版を、大学ホームページにて公開した。

■『自己点検・評価の結果』、すなわち『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 28 年度)』を、大学ホームページにて公開した。

■『外部検証の結果』、すなわち『動物実験に関する検証結果報告書及び検証実施証明書』を、大学ホームページにて公開した。

■『実験動物の飼養保管状況』に関して、「動物種(哺乳類、鳥類、爬虫類)、動物数(毎年の特定日の飼養数あるいは一日当たりの平均飼養数)、施設の情報(飼養保管施設の総数並びに主要な飼養保管施設の名称)」、「その他(前年度の実験計画書の年間の承認件数、前年度の教育訓練の実績(実施月日、実施内容の概略、参加者数)、動物実験委員会{当該年度 4 月 1 日時点での委員の構成(基本指針に示された 3 通りの役割ごとの委員の所属部局及び専門分野)}」 「その他(大阪電気通信大学の動物実験委員会の特徴)」の各項目について、『動物実験に関する自己点検・評価報告書(平成 28 年度)』に記載した。

■達成予定時期 平成 29 年 5 月

8. その他

(1) 実験動物の飼養保管状況

1) 動物種

- ①哺乳類:ラット、マウス。その他の哺乳類の飼養保管はない。
- ②鳥類の飼養保管はない。
- ③爬虫類の飼養保管はない。

2) 動物数

- ・前半期終了時点（平成 28 年 9 月末）：ラット 28 匹、マウス 18 匹
- ・後半期終了時点（平成 29 年 3 月末）：ラット 3 匹、マウス 27 匹

3)施設の情報

- ・飼育保管設備：1（主要な飼育保管施設「生体システム学研究室」）
- ・実験室：1

（2）その他

1)平成 28 年度の実験計画書の年間の承認件数

- ・動物実験の新規申請：0 件（継続されている件数 7 件）

2)平成 28 年度の教育訓練の実績

①基礎医学・福祉工学入門実習における教育訓練

- ・実施月日：平成 28 年 5 月 24 日、6 月 7 日、6 月 21 日、7 月 12 日
- ・実施内容の概略：生体（ヒト、動物）に対する倫理、実験動物・動物実験に関する基礎（講義）、実験動物の飼養・実験動物の取扱(ビデオ視聴) 1 回 2 時間
- ・参加者数：計 78 人

②卒業研究における教育訓練

- ・実施月日：平成 28 年 4 月 26 日
- ・実施内容の概略：実験動物・動物実験の基本的取扱、動物の移入、飼育管理・健康管理、人畜共通感染症、地震・火災等に対する対応（講義、実習） 1 回 2 時間
- ・参加者数：計 7 人

3)動物実験委員会{当該年度の委員の構成(基本指針に示された 3 通りの役割ごとの委員の所属部局及び専門分野)}

| 所属部局 | 専門分野 | 分類 |
|------------|----------|------|
| 医療福祉工学部 | 医療福祉工学 | 3 |
| 医療福祉工学部 | 理学療法学 | 3 |
| 総合情報学部 | デジタルゲーム学 | 3 |
| 人間科学研究センター | 哲学・倫理学 | 3 |
| 工学部 | 電子機械工学 | 3 |
| 医療福祉工学部 | 理学療法学 | 3 |
| 情報通信工学部 | 情報工学 | 3 |
| 総合情報学部 | 情報学 | 3 |
| 金融経済学部 | 資産運用学 | 3 |
| (学外有識者) | 生体医工学 | 3 |
| (学外有識者) | 生理学 | 1, 2 |

分類：

1. 動物実験等に関して優れた識見を有する者
2. 実験動物に関して優れた識見を有する者
3. その他学識経験を有する者

(3) 大阪電気通信大学の動物実験委員会の特徴

■本学は工学の教育を主としているため、生体（ヒトおよび動物）を対象とする研究の総件数は少ない。このため、ヒトを対象とする研究（教育を含む）の倫理審査をする委員会と動物を対象とする研究（教育を含む）を倫理審査する委員会を合同して、全学の生体（ヒト、動物）に対する研究（教育を含む）を対象とする「生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会」とし、その関連規則を定めた上で、平成19年度より運用している。

■平成28年度には、『大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則』の委員会の構成について、以下のように改正した。

『第4条 委員会は、第1号から第4号の委員をもって組織する。ただし、動物を対象とした審査には、第1号から第6号の委員をもって組織する。』

- (1) 医学関係分野の教員から2名
- (2) 人文社会関係分野の教員から2名
- (3) 各学部から1名
- (4) 倫理審査に関する学外の有識者若干名
- (5) 動物実験に関する有識者若干名
- (6) 実験動物に関する有識者若干名』

以上